

3環活第195号

令和3年7月14日

都市計画決定権者

愛知県

代表者 愛知県知事 大村 秀章 殿

愛知県知事



(仮称)名岐道路(一宮～一宮木曽川) 環境影響評価方法書についての
知事意見について(通知)

このことについて、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第40条第2項の規定
により読み替えて適用される法第10条第1項の規定に基づく環境の保全の見地から
の意見は、別添1のとおりです。

なお、環境の保全の見地からの関係市長(一宮市長)の意見は、別添2のとおりで
す。

担当 環境局環境政策部環境活動推進課

環境影響・リスク対策グループ

電話 052-954-6211(ダイヤルイン)

(仮称) 名岐道路（一宮～一宮木曽川） 環境影響評価方法書についての知事意見

都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成する必要がある。

1 全般的な事項

- (1) 事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減について検討すること。
- (2) 事業計画及び工事計画の詳細が明らかになっていないことから、具体化した計画の内容及びその検討の経緯を準備書に記載すること。
- (3) 環境影響評価の各項目の調査地点及び予測地点が示されていないことから、これらの地点について、今後、具体化される事業計画、工事計画等を踏まえ、妥当性を十分に検討した上で適切に設定するとともに、その設定理由を準備書にわかりやすく記載すること。
- (4) 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、選定された項目及び手法を見直し、調査、予測及び評価を行うこと。
- (5) 本事業と同様の構造である既設の高架・平面併設道路の工事時の渋滞や騒音等の状況の把握に努め、得られた情報等を踏まえ、工事計画を検討すること。

2 大気質、騒音

- (1) 本事業は、国道 22 号上に嵩上式（高架構造）の道路を整備するとともに、インターチェンジ及びジャンクションを設置する計画であり、対象事業実施区域（以下「区域」という。）内に住宅等が存在することから、大気質及び騒音（以下「大気質等」という。）による生活環境への影響が懸念される。
このため、嵩上式（高架構造）の道路及び平面部の国道 22 号等を走行する自動車による大気質等の複合影響並びにインターチェンジ部及びジャンクション部を走行する自動車による大気質等の影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ適切な環境保全措置を検討し、環境影響を回避、低減すること。
また、予測に用いる計画交通量の推計方法や、推計に用いた前提条件を準備書に具体的に記載すること。
- (2) 建設機械の稼働に係る大気質等の影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ適切な環境保全措置を検討し、環境影響を回避、低減すること。

3 水質

工事計画が明らかになっておらず、区域及びその周辺には河川等が存在していることから、濁水の流出による影響が懸念される。

このため、工事の実施に係る水の濁りの影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ適切な環境保全措置を検討し、環境影響を回避、低減すること。

4 動物

(1) 区域及びその周辺には日光川や水田が存在しており、サギ類、シギ・チドリ類等の鳥類の生息が想定されることから、道路（嵩上式）の存在による鳥類への影響が懸念される。

このため、区域及びその周辺のサギ類、シギ・チドリ類等の鳥類の生息時期を踏まえて調査期間を設定するとともに、国道 22 号を越えて飛翔する鳥類の状況を把握できるように日光川及び水田の付近等に調査地点を設定した上で、鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ適切な環境保全措置を検討し、環境影響を回避、低減すること。

(2) 現地調査において、重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家等の指導・助言を得ながら、適切な環境保全措置を検討すること。

5 その他

準備書の作成に当たっては、住民等の意見を十分に検討するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。

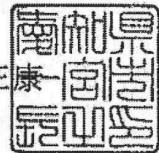
写

別添2

3一宮環政発第32号
令和3年5月17日

愛知県知事様

一宮市長 中野 正康



(仮称)名岐道路(一宮～一宮木曽川)環境影響評価方法書に
対する意見について(回答)

令和3年4月27日付け、3環活第59号にて照会のありましたことにつ
いて、環境の保全の見地からの意見は下記のとおりです。

記

1 全般的な事項

- (1) 事業計画の具体化に当たっては、環境に十分配慮するとともに、適切に調査を実施し、確実性の高い予測及び評価を実施すること。
- (2) 調査地点及び予測地点については、道路構造、住居の立地状況等を踏まえ適切に設定するとともに、設定理由を準備書においてわかりやすく示すこと。
- (3) 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、選定された項目及び手法を見直し、調査、予測及び評価を行うこと。
- (4) 今後の環境影響評価手続きにおいて、評価の項目や手法の選定に係る最新の知見が得られた場合には、必要に応じて項目や手法を見直し、追加的に調査、予測及び評価を行うこと。

2 大気質、騒音、振動

- (1) 交通量、騒音及び振動等の状況を十分踏まえ、環境に影響の少ない工事車両のルート設定に努めること。
- (2) 事業実施区域及び周辺地域には、住宅地、学校、福祉施設等が存在していることから、低公害型の建設機械の積極的な導入等により、環境負荷の低減を図ること。
- (3) 対象道路と接続する関連道路等との複合的な影響についても併せて検討すること。

3 低周波音

事業実施区域及び周辺地域には、住居等が存在することから、事業計画の具体化に合わせ、将来の住居等の立地可能性も考慮し、適切な地点で調査、予測及び評価を行うこと。



4 水質

事業実施区域及び周辺地域には、河川等が存在することから、工事に伴い発生する濁水の流出防止に十分配慮すること。

5 日照

事業実施区域及び周辺地域には、住居等が存在することから、日照阻害による影響を適切な地点で調査、予測及び評価を行うこと。

6 動物、植物、生態系

- (1) 現地調査において重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導、助言を得ながら、その保全に十分配慮すること。
- (2) この地域の生態系ネットワークに十分配慮し、必要に応じ、野生動物の移動経路を確保する等、適切な事業計画を検討すること。
- (3) 事業実施区域及び周辺地域には、水辺の動植物の生息生育の場である河川や水田等が存在していることから、事業計画の具体化に当たっては、その保全に十分配慮すること。
- (4) 必要に応じて、自動車交通の安全性を確保しつつ、照明灯の設置により動植物への影響を生じさせない範囲内で、機器の選定、設置方法等に十分配慮すること。

7 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況

事業実施区域には文化財が存在するため、事業計画の具体化に当たっては、その保存に十分配慮すること。

8 廃棄物等

工事の実施に伴い、廃棄物や建設残土が多く発生する恐れがあるため、その有効利用を図るとともに、発生量の抑制に努めること。

9 温室効果ガス

工事の実施に伴う温室効果ガス排出量を把握するとともに、温室効果ガス排出量の削減に十分配慮すること。

10 その他

準備書の作成に当たっては、方法書に対する住民等の意見を十分検討し、わかりやすいものとなるよう配慮すること。

<担当>藤浪、堀田

〒491-0201 一宮市奥町字六丁山 52 番地

環境センター北館

一宮市環境部環境政策課

電話 0586-45-9953/FAX 0586-45-4450

メール kankyoseisaku@city.ichinomiya.lg.jp